

第160回
岡山県都市計画審議会

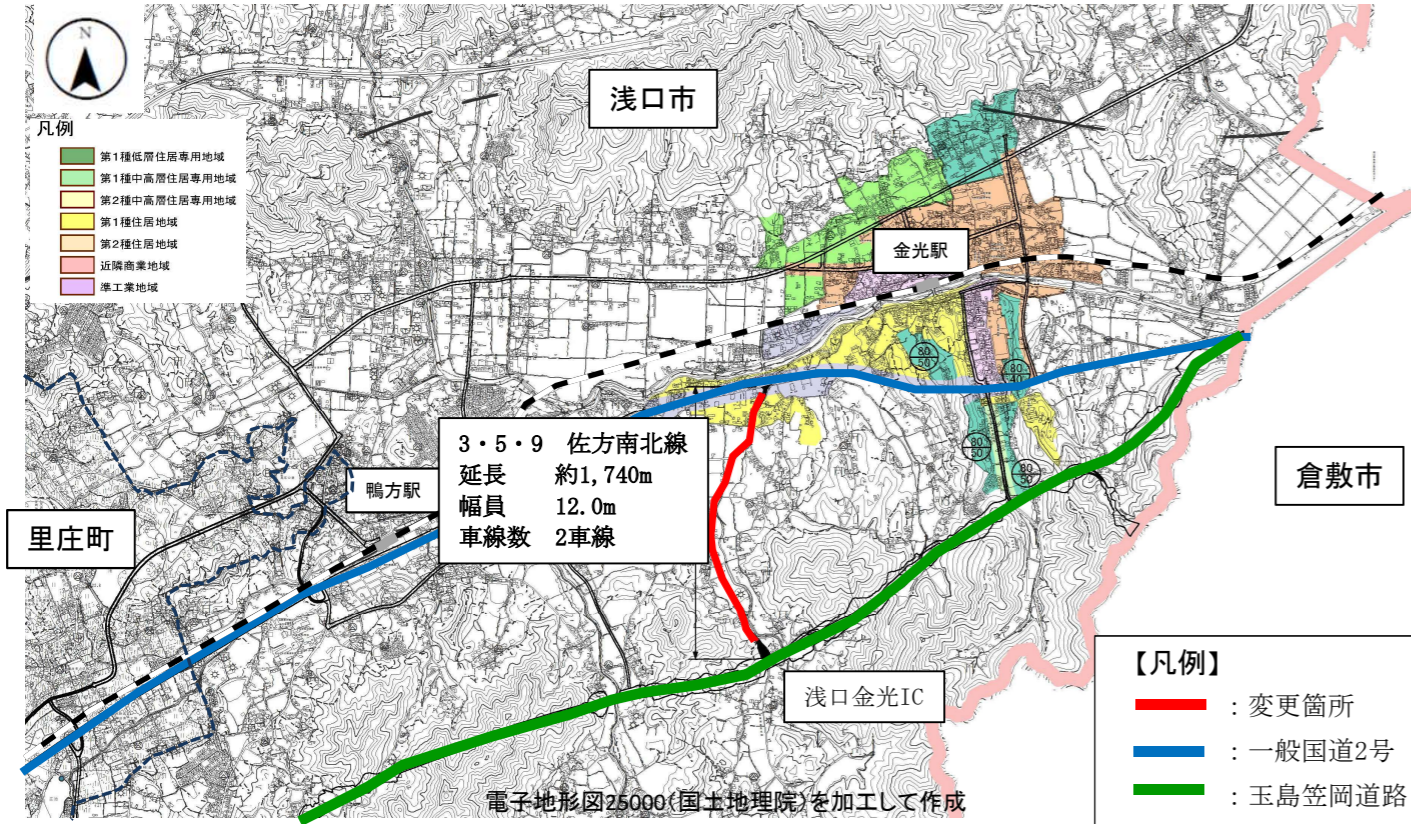
日時：令和3年2月22日（月）15時00分～

場所：岡山県庁3階 大会議室

第1号議案 浅口広域都市計画道路の変更（1/2）

都市計画道路の概要

位置図



都市計画決定の経緯(概要)

路線名:佐方南北線

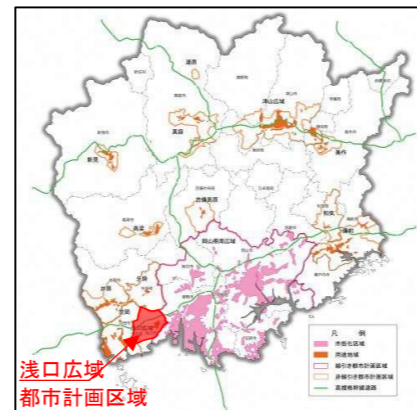
平成12年8月・・・当初決定

区域(延長):約 1,740m 幅員:12m

決定理由:交通混雑が著しい一般国道2号の交通渋滞の緩和、円滑な交通量の確保を目的に、玉島笠岡道路が都市計画決定され、それに伴う広域交通体系の交通需要に対処するとともに、沿線土地利用の増進を促し、地域発展に寄与するもの。

都市計画決定の内容

種類	道路	区域(延長)	約1,740m	
種別	幹線街路	車線の数	2車線	
名称	番号	3・5・9	構造形式	地表式
	路線名	佐方南北線	幅員	12.0m
位置	起点	浅口市金光町佐方小西原	その他の構造 地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	・幹線街路と平面交差1箇所
	終点	浅口市金光町佐方宮原		



変更内容及び変更理由

変更内容

道路法面の形状変更などにより約1.7kmについて区域の一部の変更を行うもの。

変更理由

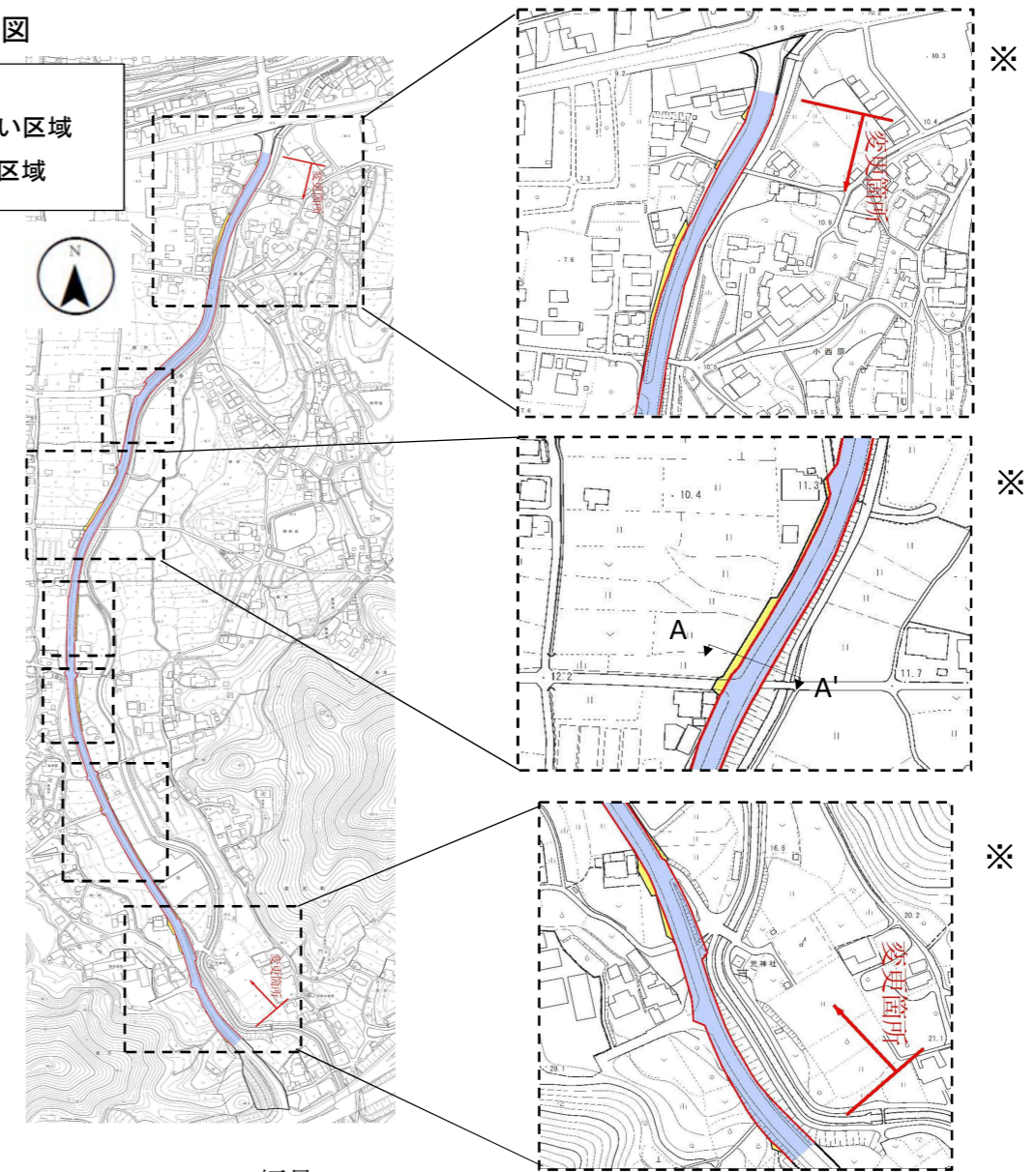
佐方南北線の工事の完成により、既に供用している道路施設の区域に変更が生じないことが事実となったことから、道路施設の区域と都市計画道路の区域との整合を図るため変更を行うもの。

変更案の概要

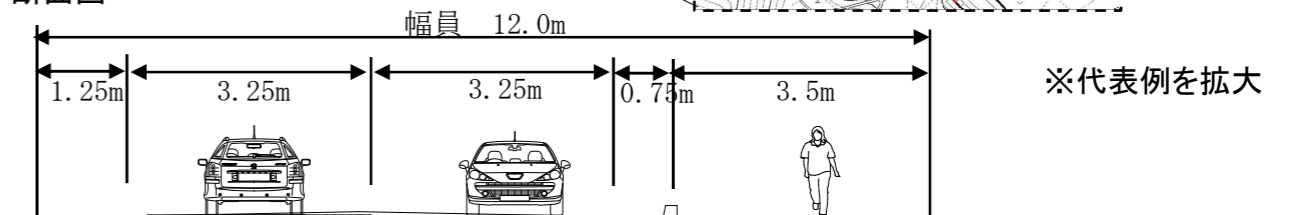
新旧対照計画図

【凡例】

- 変更のない区域
- 削除する区域



標準断面図



※代表例を拡大

第1号議案 浅口広域都市計画道路の変更 (2/2)

変更内容の概要

■変更が生じた経緯

当初の都市計画決定時は、道路法面や土羽を設ける計画

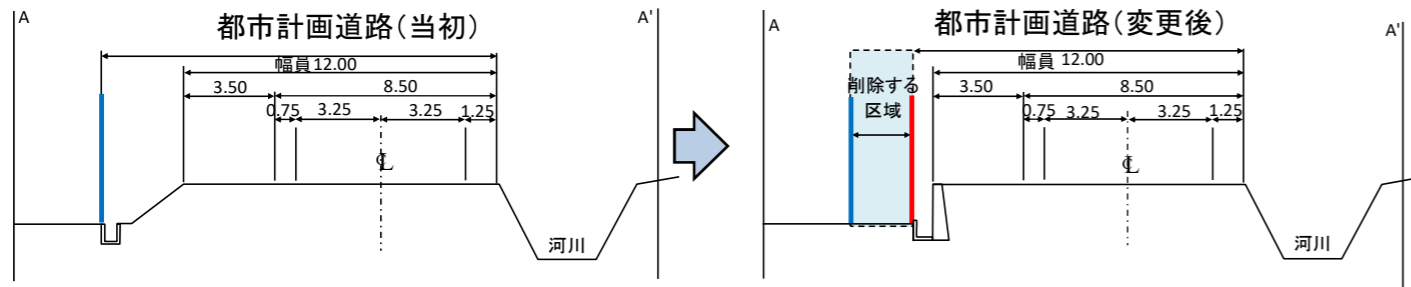


事業実施に伴う隣接地権者との協議により、道路沿線の土地利用のため用地買収範囲を減らす等の調整



道路法面や土羽をブロック積擁壁や側溝等に構造変更して整備

■区域を削除する理由(代表例)



■現状写真(代表例)



【凡例】
 都市計画道路区域(現状)
 道路施設区域
 都市計画道路区域(変更案)

変更案の検討概要

■変更案の検討上の観点(区域の変更)

1. 都市計画道路を都市計画に定める目的等

道路の都市計画決定は、整備に必要な区域を明確にし、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保することを目的としており、名称・起終点・区域・車線数等を定めることとされている。

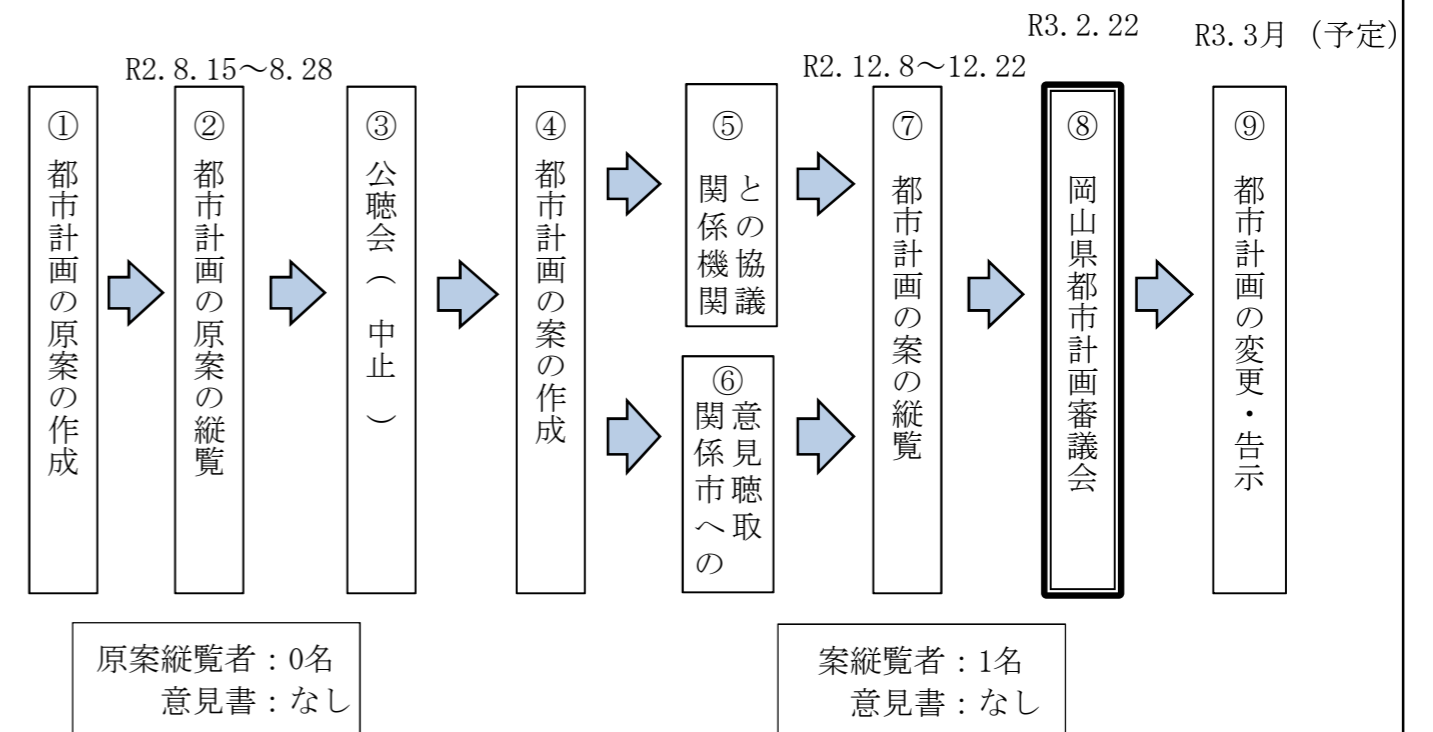
なお、都市計画決定された区域においては一定の土地利用制限が課せられることとなる。

2. 都市計画決定の変更の必要性

都市計画決定された区域においては一定の土地利用制限が課せられることとなるが、設計変更等により今後の整備予定がなくなった区域については、都市計画決定区域から削除し、土地利用制限を解消する必要がある。

都市計画の変更手続き

■手続きの流れ



第2号議案 有限会社モリワキ商事 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について (1/2)

都市計画審議会に付議する理由

建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築はできない。

ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築・増築が可能となると定められている。

今回審議する案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定める都市施設であるが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、特定行政庁である倉敷市長から、県の都市計画審議会に対し議案として付議するよう依頼があったものである。

○建築基準法（抜粋）

第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

■その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物とは・・・

○建築基準法施行令（抜粋）

第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

第2号 イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

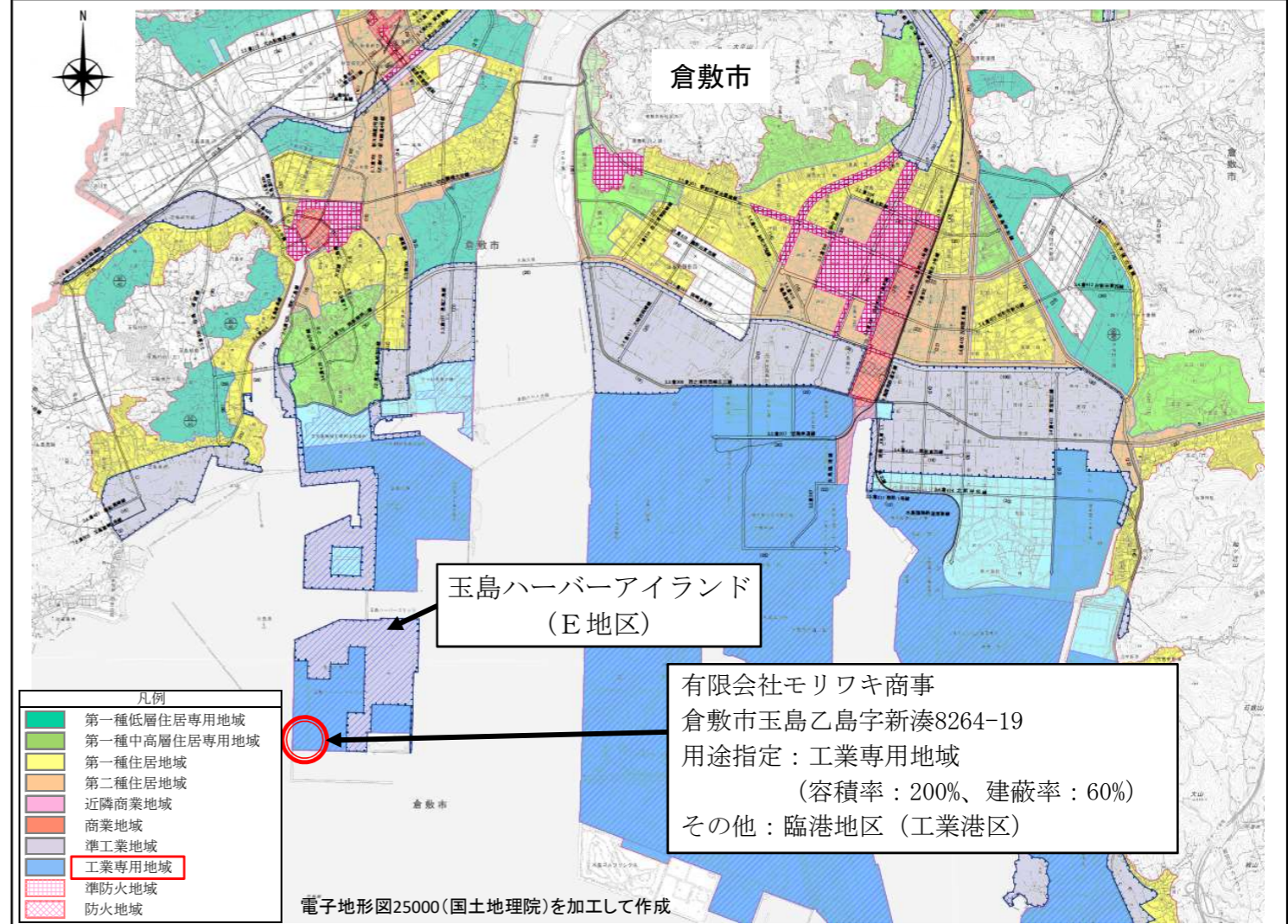
■廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは・・・

○廃棄物処理法施行令（抜粋）

第7条（産業廃棄物処理施設）

第4号 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10m³を超えるもの

位置図



設置する施設の概要

【事業者】有限会社モリワキ商事 代表取締役 森脇 公治

【主要用途】産業廃棄物処理施設（中間処理施設）

【敷地面積】6,983.22m²

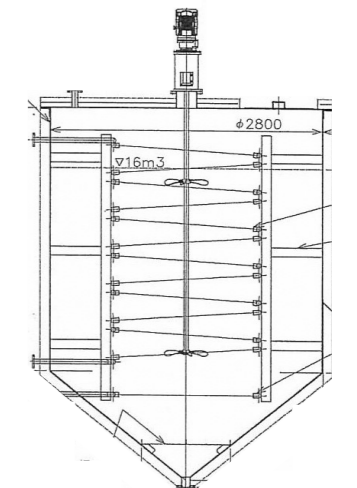
【用途地域】工業専用地域

【処理能力】廃油の油水分離施設 新設

■許可対象

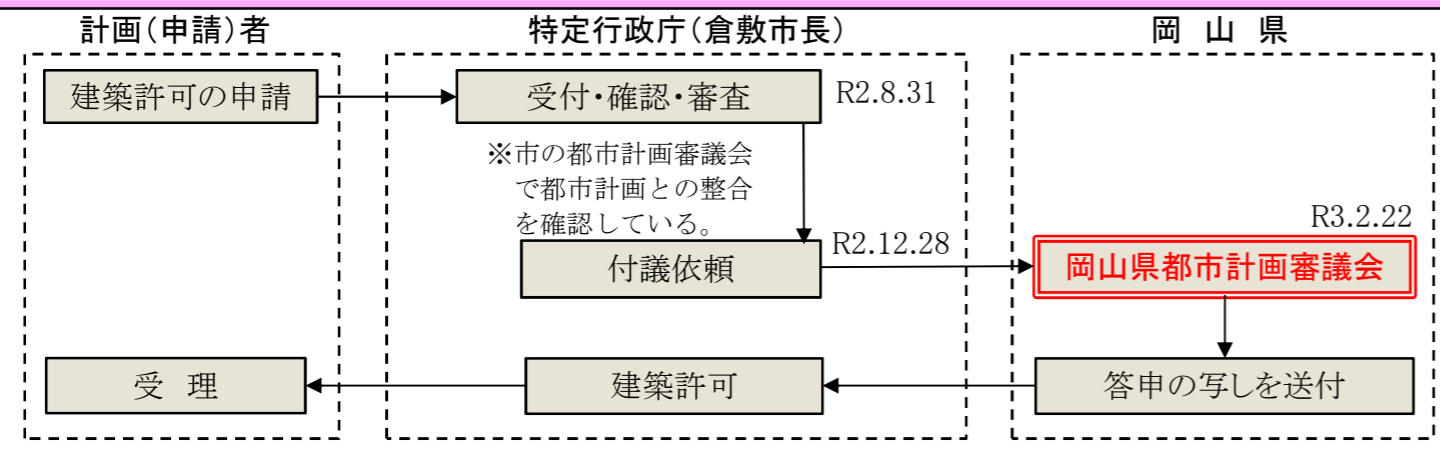
廃油の油水分離（384m³/日） 8時間稼働
→廃棄物処理法施行令第7条第4号 該当

イメージ図



(攪拌・油滓タンク 16m³)
株式会社光南溶工機器図から引用

産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図

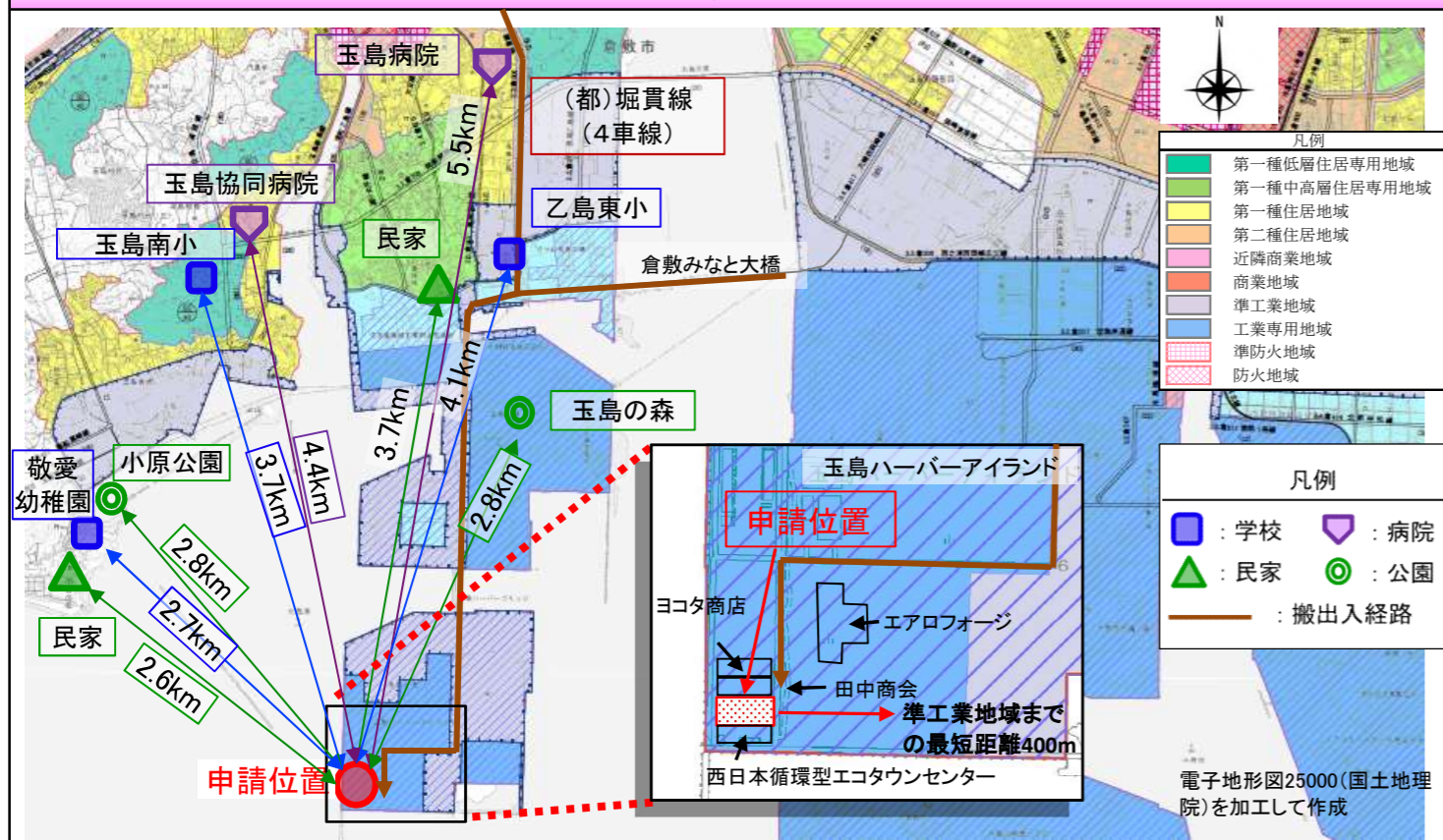


第2号議案 有限会社モリワキ商事 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について (2/2)

都市計画上の観点

- ① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合
 - 敷地及び周辺の用途地域の指定状況
 - 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無
 - 学校、病院、公園などとの位置関係
- ② 都市環境への影響
 - 搬出入車両の増加に伴う交通への影響
 - 生活環境影響調査による評価

付近見取図



① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合

- 1 敷地及び周辺の用途地域の指定状況
当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、住居系の用途地域も近接していないため、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えられる。
- 2 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無
当該敷地及び周辺には風致地区や景勝地はない。
- 3 学校、病院、公園などとの位置関係
当該敷地周辺にある学校、病院、公園など不特定多数の人が集まる施設は、いずれも当該敷地から離れており影響がない位置関係にある。

→よって、既存の都市計画との整合に問題はない

② 都市環境への影響

- 1 搬出入車両の増加に伴う交通への影響
搬出入に関する車両台数は、施設の最大処理能力から一日最大64台、計画する年間処理量から一日平均34台程度であり、当該敷地周辺の道路における交通量(水島港臨港道路の計画交通量約2万台、(都)堀貫線の道路交通センサス交通量約1万2千台)と比較して非常に少ないことから、道路交通への影響は軽微であると考えられる。
- 2 生活環境影響調査による評価
周辺環境については、申請者が廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、調査項目(水質)についての調査・予測結果及び評価は下記のとおりである。
本調査・予測結果及び評価については、倉敷市の環境部局において技術的審査を行っており、問題ないと判断されている。

→よって、都市環境への影響に問題はない

■ 生活環境影響調査とは・・・
廃棄物処理法第15条第3項に基づき、同法により許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくための事前調査であり、調査項目は、大気質、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、地下水から事業者が選定する。

【参考】生活環境影響調査項目と調査・予測結果及び評価(「生活環境影響調査報告書」から)

- 1 水質
施設の稼働に伴う施設排水は、6.4m³/日と極めて少量であり、拡散希釈により影響が全く見られなくなる距離として当該排水量から計算される影響範囲の2倍を設定しても、その距離は5.4m程度と非常に狭い範囲に留まり、排水の計画水質も排水先海域の現況水質とおおむね同程度であり、排水基準を満足している。
また、排水ピット及び油水分離槽を設置することにより水質汚濁物質の漏洩防止を図る計画となっており、周辺海域に及ぼす影響は軽微なものと考えられる。

項目	単位	放流水の計画水質	
		計画水質	排水基準
水素イオン濃度 (pH)	-	5.8~8.6	5.8~8.6
化学的酸素要求量	mg/L	3.5	160 (日間平均120) 以下
浮遊物質量	mg/L	7	200 (日間平均150) 以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物性油脂類)	mg/L	0.5未満	30以下
窒素	mg/L	0.58	120 (日間平均60) 以下
リン	mg/L	0.056	16 (日間平均8) 以下

結論

当案件は、その敷地の位置が都市計画上支障がないものとする。

都市計画審議会に付議する理由

建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築はできない。

ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築・増築が可能となると定められている。

今回審議する案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定める都市施設であるが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、特定行政庁である倉敷市長から、県の都市計画審議会に対し議案として付議するよう依頼があったものである。

○建築基準法（抜粋）

第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

■その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物とは・・・

○建築基準法施行令（抜粋）

第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

第2号 イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

■廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは・・・

○廃棄物処理法施行令（抜粋）

第7条（産業廃棄物処理施設）

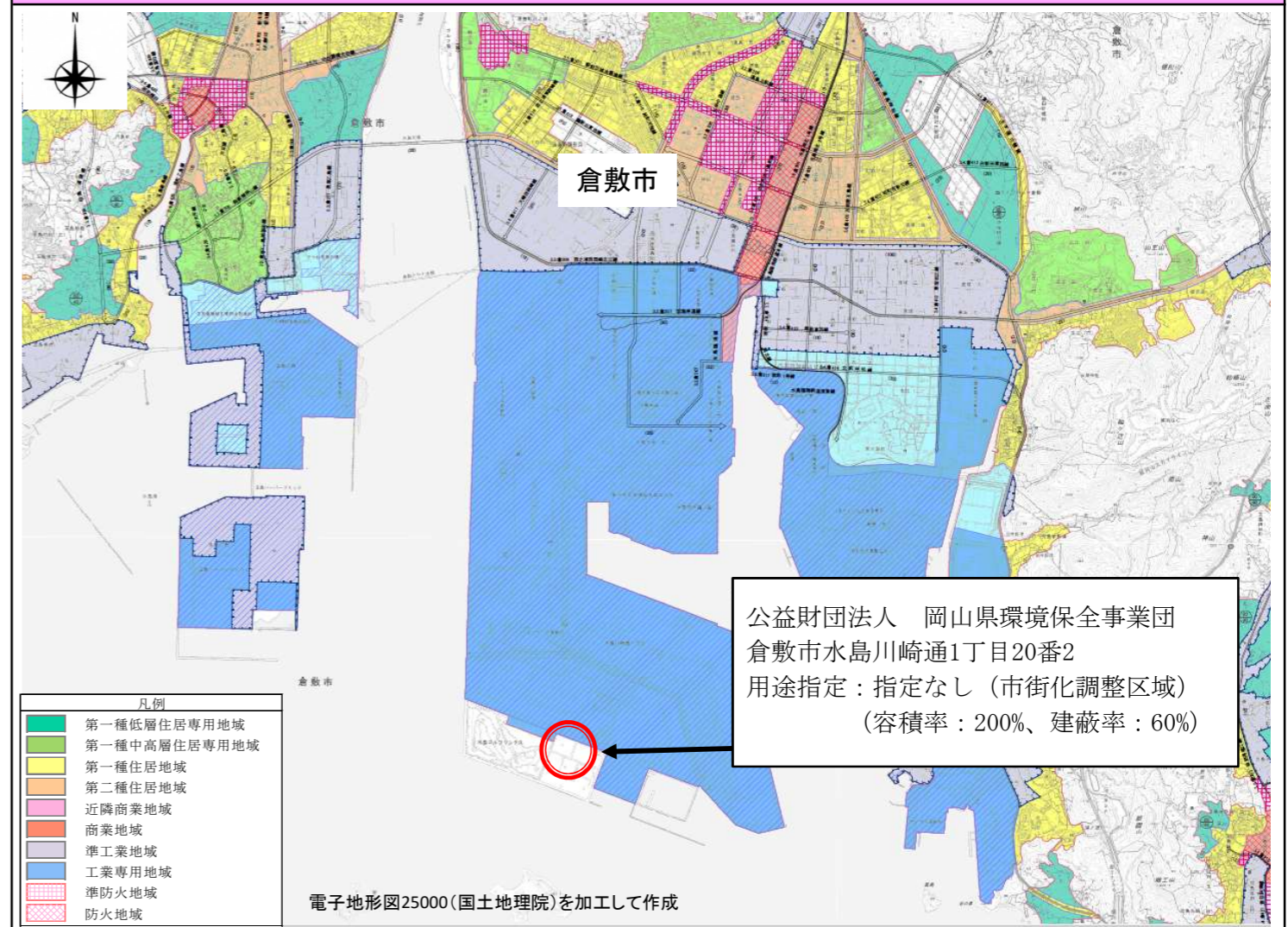
第13号の2 産業廃棄物の焼却施設（第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。）

であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの

ロ 火格子面積が2㎡以上のもの

位置図



設置する施設の概要

【事業者】公益財団法人 岡山県環境保全事業団 理事長 坂井俊英

【主要用途】産業廃棄物処理施設（中間処理施設）

【敷地面積】22,400㎡

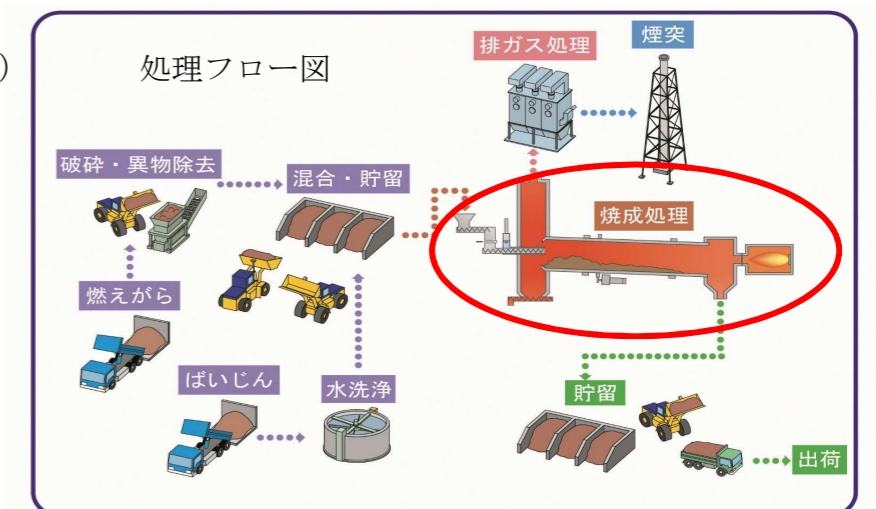
【用途地域】指定なし（市街化調整区域）

【処理能力】焼却施設 新設

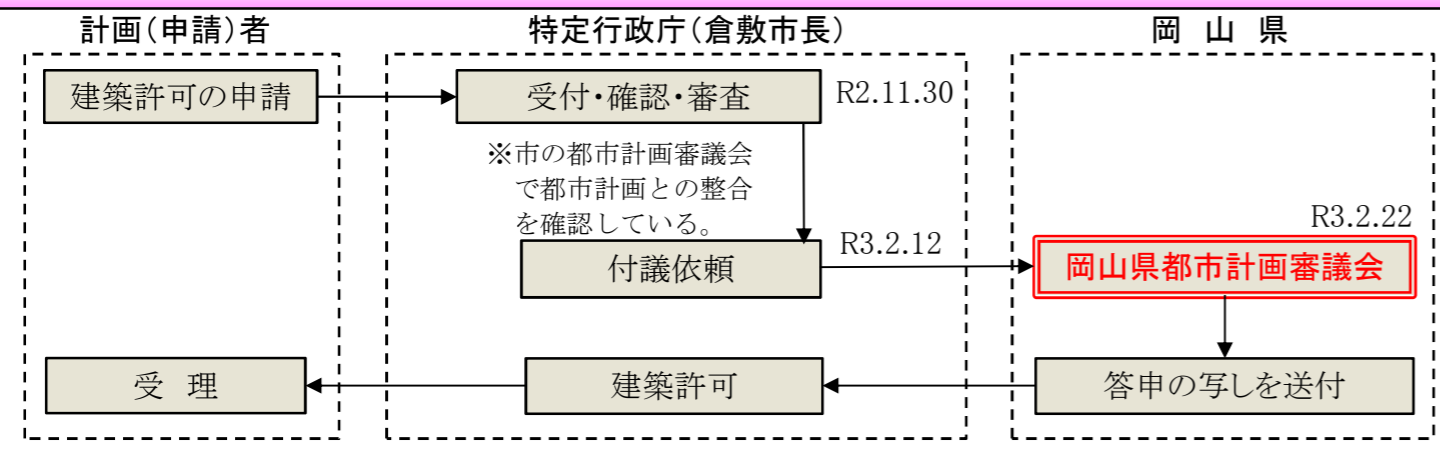
■許可対象

- 燃え殻 (144 t/日)
- ばいじん (164.6 t/日)
- 混合物 (153.6 t/日)
- 廃棄物処理法施行令 第7条第13号の2 該当

稼働時間 24時間運転



産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図



都市計画上の観点

- ① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合
 - ・敷地及び周辺の用途地域の指定状況
 - ・敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無
 - ・学校、病院、公園などとの位置関係
- ② 都市環境への影響
 - ・搬出入車両の増加に伴う交通への影響
 - ・生活環境影響調査による評価

②都市環境への影響

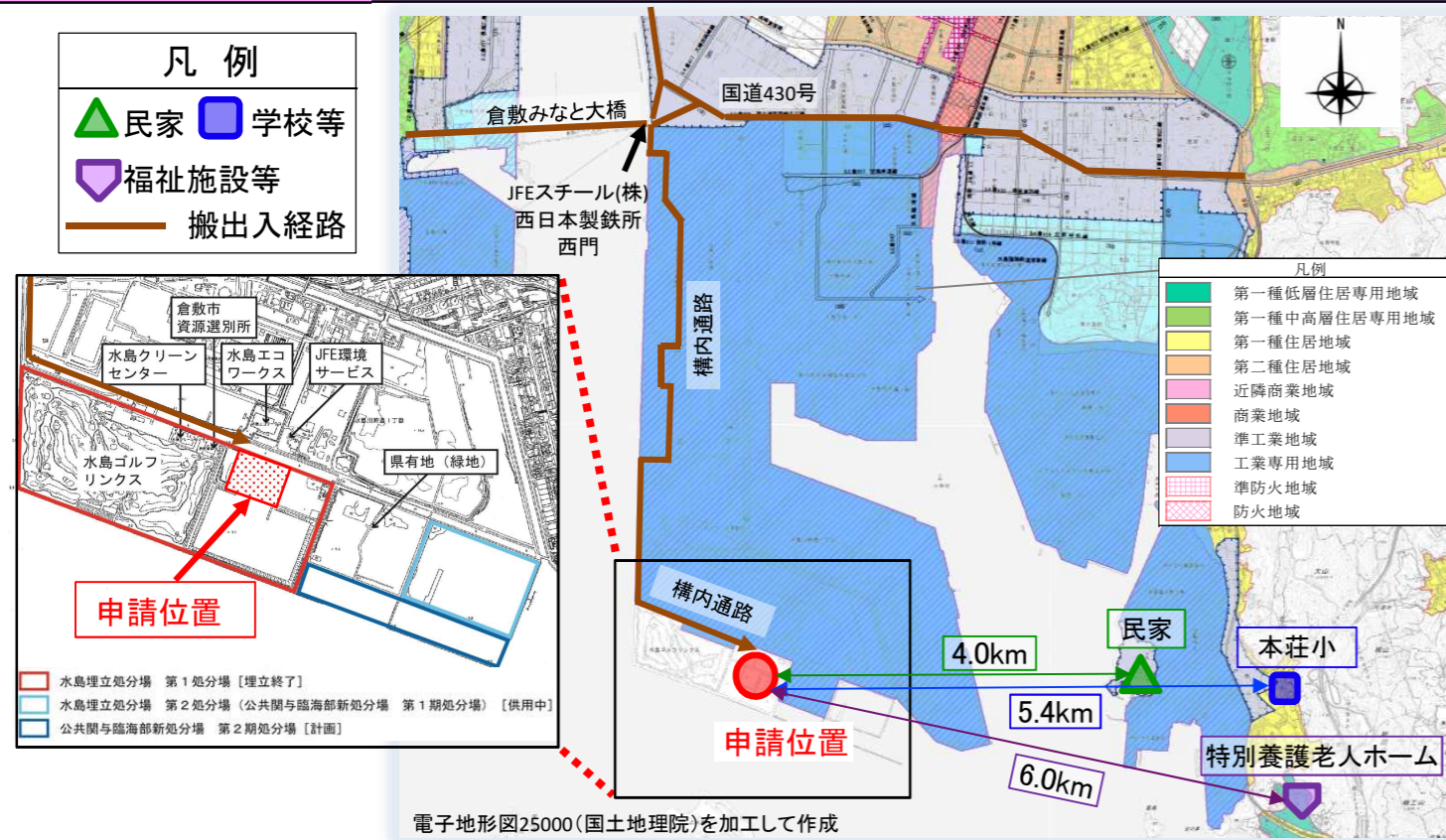
- 1 搬出入車両の増加に伴う交通への影響

車両台数は、施設の処理能力から、大型車で102台/日、小型車で24台/日、計126台/日(往復)を想定しており、走行ルート(国道430号)における現況交通量約1万4千台と比較して非常に少ないことから、道路交通への影響は軽微であると考えられる。
- 2 生活環境影響調査による評価

周辺環境については、申請者が廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、調査項目(大気質、水質)についての調査・予測結果及び評価は下記のとおりである。
本調査・予測結果及び評価については、倉敷市の環境部局において技術的審査を行っており、問題ないと判断されている。

→よって、都市環境への影響に問題はない

付近見取図



■ 生活環境影響調査とは・・・
 廃棄物処理法第15条第3項に基づき、同法により許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくための事前調査であり、調査項目は、大気質、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、地下水から事業者が選定する。

【参考】生活環境影響調査項目と調査・予測結果及び評価(「生活環境影響調査報告書」から)

- 1 大気汚染(粉じん)

施設の稼働に係る大気質の長期平均濃度及び短期濃度の予測結果は、いずれの項目も環境基準等を満足している。
- 2 水質
 - (1)処理水の放流による水の汚れ(COD、全窒素、全燐)及び濁り(SS)

施設からの排水有りの場合と施設からの排水無しの場合で対象事業実施区域周辺における濃度分布の差は小さく、また、排水による付加濃度が現れるのは処理水放流先のごく近傍に限られることから、周辺海域での環境保全上の基準適合状況等への影響はないものと考えられる。
 - (2)処理水の放流による水の汚れ(健康項目、ダイオキシン類)

処理水の放流に伴う水質変化の程度はごく僅かであり、その影響範囲は放流先のごく近傍に限られること、水質汚濁防止法に定める排水基準値以下の処理水質を維持する計画であること、周辺海域の水質調査結果は環境基準を十分に満足するレベルにあることから、事業実施により汚染を発生させることはないものと考えられる。

①当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合

- 1 敷地及び周辺の用途地域の指定状況

当該敷地は工業地帯及び埋立処分場に囲まれた市街化調整区域であり、住居系の用途地域も近接していないため、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えられる。
- 2 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無

当該敷地及び周辺には風致地区や景勝地はない。
- 3 学校、福祉施設などとの位置関係

当該敷地周辺にある学校、福祉施設など不特定多数の人が集まる施設は、いずれも当該敷地から離れており、影響がない位置関係にある。

→よって、既存の都市計画との整合に問題はない

結論

当案件は、その敷地の位置が都市計画上支障がないものと考える。

第4号議案 吉田建材株式会社 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について(1/2)

都市計画審議会に付議する理由

建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築はできない。

ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築・増築が可能となると定められている。

今回審議する案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定める都市施設であるが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、特定行政庁である倉敷市長から、県の都市計画審議会に対し議案として付議するよう依頼があったものである。

○建築基準法(抜粋)

第51条(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

■その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物とは・・・

○建築基準法施行令(抜粋)

第130条の2の2(位置の制限を受ける処理施設)

第2号イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

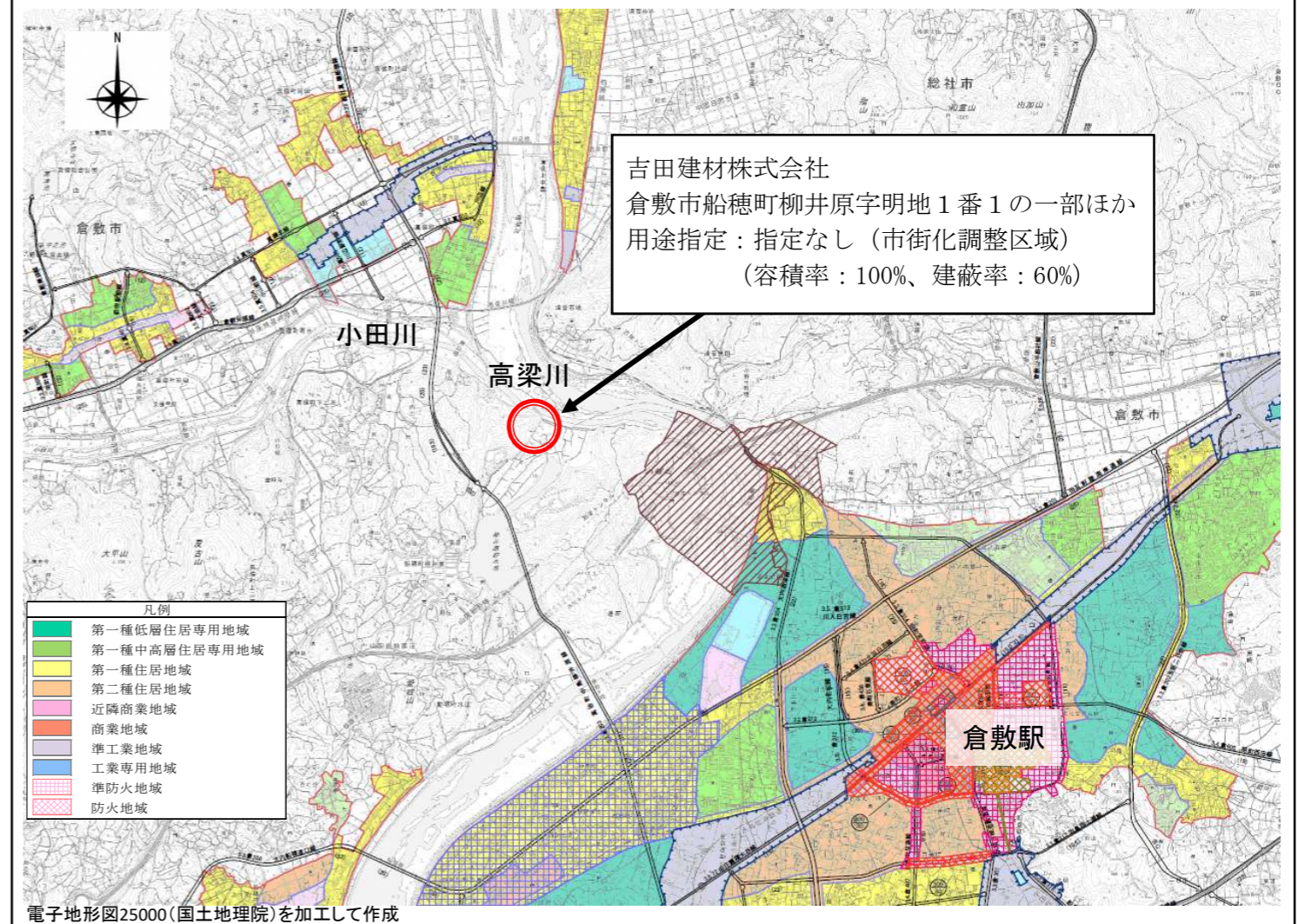
■廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは・・・

○廃棄物処理法施行令(抜粋)

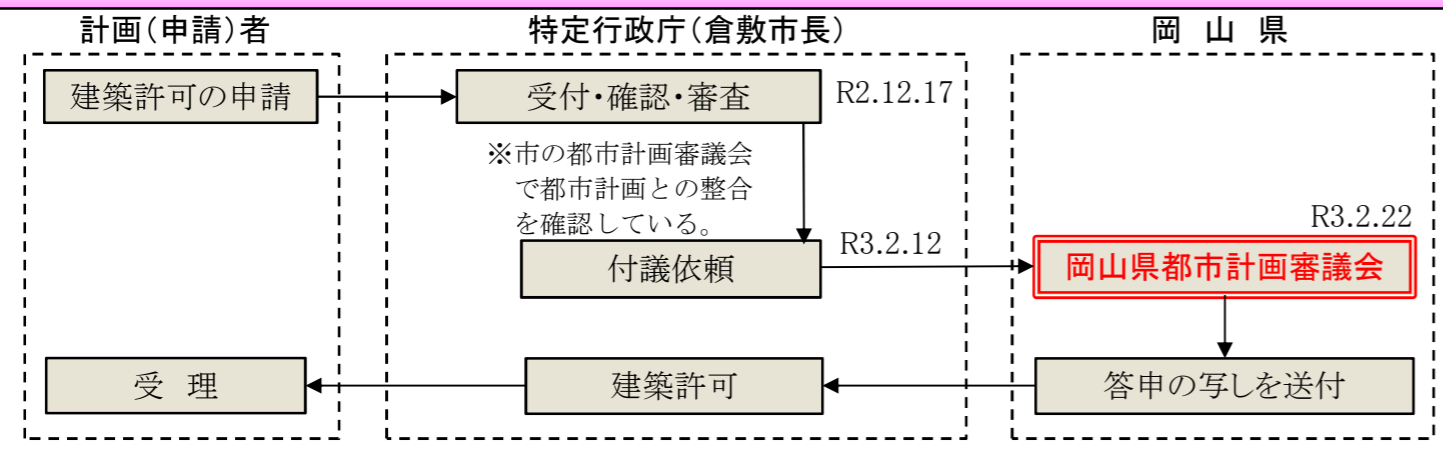
第7条(産業廃棄物処理施設)

第8号の2 第2条第2号に掲げる廃棄物(木くず)又はがれき類の破砕施設であって、一日あたりの処理能力が5tを超えるもの

位置図



産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図



設置する施設の概要

【事業者】吉田建材株式会社 代表取締役 吉田 茂

【主要用途】産業廃棄物処理施設(中間処理施設)

【敷地面積】7728.84㎡

【用途地域】指定なし(市街化調整区域)

【処理能力】破砕機 新設

対象 { がれき類 (840t/日) 8時間運転
→廃棄物処理法施行令第7条第8号の2 該当

イメージ図



イメージ図(一次破砕機)

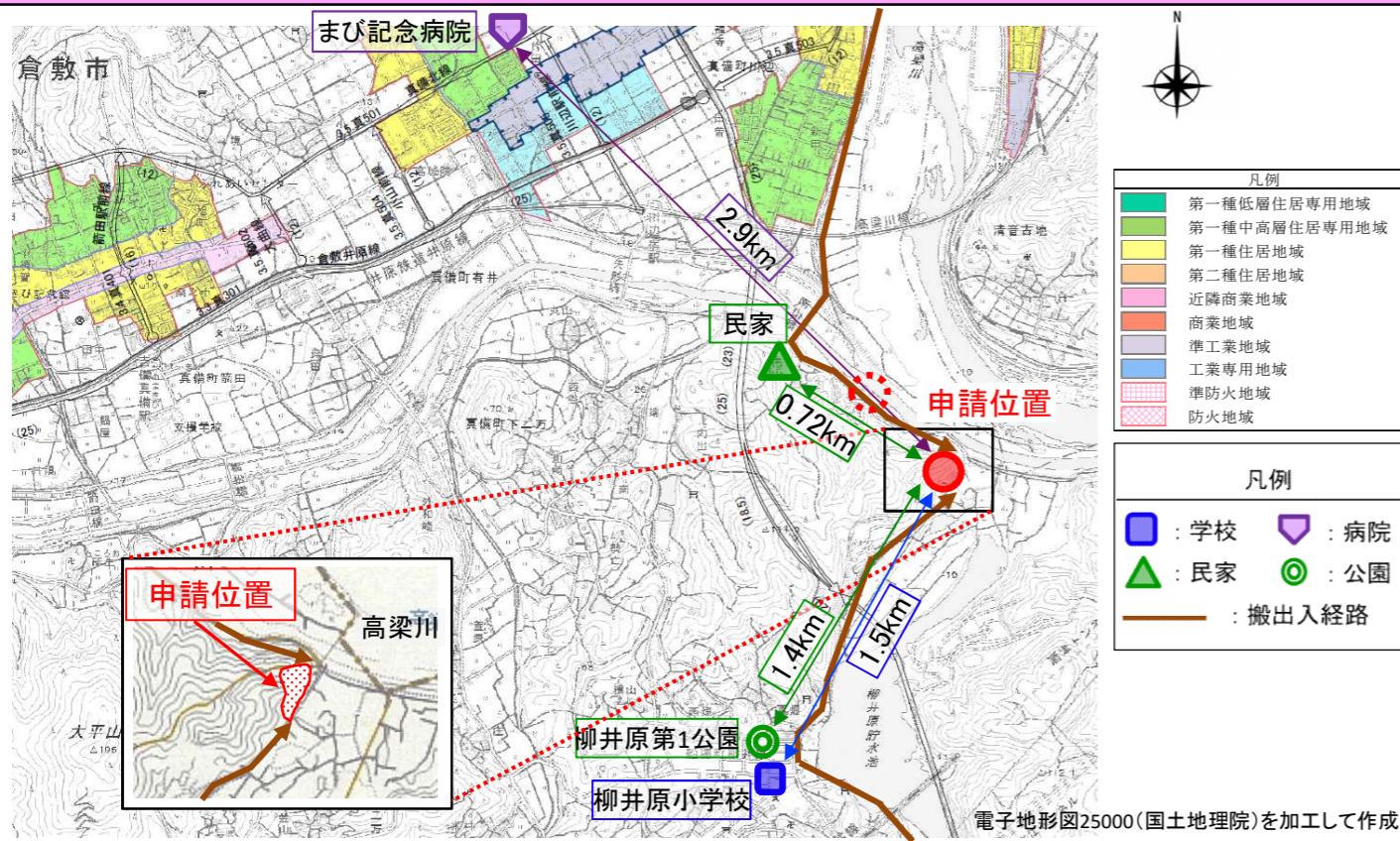


第4号議案 吉田建材株式会社 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について(2/2)

都市計画上の観点

- ① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合
 - 敷地及び周辺の用途地域の指定状況
 - 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無
 - 学校、病院、公園などとの位置関係
- ② 都市環境への影響
 - 搬出入車両の増加に伴う交通への影響
 - 生活環境影響調査による評価

付近見取図



① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合

- 1 敷地及び周辺の用途地域の指定状況

当該敷地及び周辺は山間部の用途地域の指定がない地域(市街化調整区域)であり、住居系の用途地域も近接していないため、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えられる。
- 2 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無

当該敷地及び周辺には風致地区や景勝地はない。
- 3 学校、病院、公園などとの位置関係

当該敷地周辺にある学校、病院、公園など不特定多数の人が集まる施設は、いずれも当該敷地から離れており影響がない位置関係にある。

→よって、既存の都市計画との整合に問題はない

② 都市環境への影響

- 1 搬出入車両の増加に伴う交通への影響

搬出入に関する車両台数は、破砕機の最大処理能力から、大型車で168台の予測で、当該敷地周辺の道路(県道下原船穂線)における現況交通量約5千7百台と比較して非常に少ないことから、道路交通への影響は軽微であると考えられる。
- 2 生活環境影響調査による評価

周辺環境については、申請者が廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、調査項目(大気質、騒音、振動)についての調査・予測結果及び評価は下記のとおりである。
本調査・予測結果及び評価については、倉敷市の環境部局において技術的審査を行っており、問題ないと判断されている。

→よって、都市環境への影響に問題はない

■ 生活環境影響調査とは・・・
廃棄物処理法第15条第3項に基づき、同法により許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくための事前調査であり、調査項目は、大気質、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、地下水から事業者が選定する。

【参考】生活環境影響調査項目と調査・予測結果及び評価(「生活環境影響調査報告書」から)

- 1 大気汚染(粉じん)

予測結果が環境保全目標値を満足していること、また、粉じんの影響は、発生源から30m程度で極めて小さくなることから、720m程度離れている直近の民家への影響は極めて小さいものと考えられる。
[施設稼働] 環境保全目標：20t/km²/月 → 予測：7.8t/km²/月
- 2 騒音

敷地境界及び直近の住居地域における予測値が環境保全目標を満足することから、周囲の環境への影響は少ないと考えられる。
[施設稼働] 環境保全目標(敷地境界) : 60db → 予測：57db～59db
環境保全目標(近接住居地域) : 65db → 予測：59db
- 3 振動

敷地境界及び直近の住居地域における予測値が環境保全目標を満足することから、周囲の環境への影響は少ないと考えられる。
[施設稼働] 環境保全目標(敷地境界) : 60db → 予測：25db～48db
環境保全目標(近接住居地域) : 55db → 予測：42db

結論

当案件は、その敷地の位置が都市計画上支障がないものと考える。